

停電回避に非常用予備発電装置を使用する場合の保安管理（通知）

平成25年5月30日 商務流通保安グループ電力安全課

平成23年3月11日に発災した東日本大震災の影響により、電力需給について、一時的にひっ迫するおそれがあったことから、平成23年5月、東京電力管内及び東北電力管内を対象に「電力需給対策に供する既設及び新設の非常用予備発電装置に係る電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について（通知）」を発出し、さらに平成24年1月、政府から数値目標つきの節電要請が出されている場合を対象に「ピークカット用電源として非常用予備発電装置を使用する場合の電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について（通知）」を、平成24年11月には「電力系統の停電の回避を目的として非常用予備発電装置を使用する場合の電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について（通知）」を発出した。

今後も電力需給の一時的ひっ迫のおそれがある（※）ことから、大規模な電源脱落等により管内の供給予備率が電力の安定供給に最低限必要とされる3%を下回ることが予想される場合における、一般電気事業者からの停電の回避（安定供給）を目的とした運転依頼に基づき、一般負荷対応として使用する非常用予備発電装置（新設のものを含む。）については、保安管理の徹底を図る観点から、その使用者に対し、以下の安全確保上等の要件を満足するよう求めることとする。

なお、本運用は通知日より行うものとし、その期限は1年とする。また、「電力系統の停電の回避を目的として非常用予備発電装置を使用する場合の電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について（通知）」（平成24年11月27日商務流通保安グループ電力安全課）は、平成25年5月29日限り、廃止する。

（※）今夏については、総合資源エネルギー調査会総合部会電力需給検証小委員会における検証の結果、大規模な電源脱落等が発生した場合には、電力需給がひっ迫する可能性が指摘されている。例えば、仮に、中部及び西日本において、2013年度夏季ピーク時に過去5年間で最大級の電源脱落（▲644万kW）が生じた場合、随時調整契約の発動及び周波数変換設備（FC）を通じた東日本からの融通を行っても、中部及び西日本の供給予備率は2.1%となる。

【安全確保上等の要件】

①非常用予備発電装置の保安・管理の徹底について

非常用予備発電装置から一般負荷への電力供給を行うことにより、防災負荷への電力供給が必要となった際にその妨げとならないこと。

なお、上記に際し、需要家には以下の対応を求める。

- ・非常用予備発電装置が設置された構内取扱者以外の者が立ち入らない措置を講ずること。
- ・非常用予備発電装置内の発電機の損傷防止のため保護装置を施設すること。
- ・非常用予備発電装置に異常が生じた場合、安全かつ確実に非常用発電装置を停止することができる措置を講ずること。
- ・非常用予備発電装置のメーカーが連続使用時間の目安等を示している場合、当該目安を超えて連続運転しないこと。
- ・常用電源停電時に常用電源側の電気設備と電氣的に接続しない措置を講ずること。
- ・適切な運転管理を図るため、運転監視計画及び設備点検計画を策定するとともに、非常用予備発電装置の巡視、点検及び検査に関する保安マニュアルを定めること。
- ・非常用予備発電装置に係る事故等における連絡体制を再点検するとともに、それを従業者等に徹底すること。
- ・受電用遮断器等により、電力系統と遮断し、連系せずに運転することを原則とするが、電力系統と連系して運転する場合は、系統連系保護装置を施設するなど、系統連系に係る電気設備の技術基準の要求事項を満足した上で行うこと。なお、系統連系ガイドライン等に基づく電力会社との連系協議事項に留意すること。
- ・非常用予備発電装置を停電回避のため必要時に一般負荷対応として使用する

に当たっては、あらかじめ、**様式第1**により上記留意事項について確認した旨を非常用予備発電装置の設置の場所を管轄する産業保安監督部電力安全課に届け出ること。

- ・**様式第1**により届け出た非常用予備発電装置について、その運転実績等を、**様式第2**により非常用予備発電装置の設置の場所を管轄する産業保安監督部電力安全課に届け出ること。

ただし、非常用予備発電装置が防災負荷のみをまかなっているシステムの場合など、非常時における防災負荷への電力供給がなされないといった保安上の問題が生じ得る環境下では、当該運用は行えないものとする。

②電気関係報告規則第4条に基づく報告について

新たに非常用予備発電装置を設置・使用する者は、当該設備が大気汚染防止法上のばい煙発生施設に該当する場合など、**電気関係報告規則第4条**に基づく報告が必要となる場合があるため、そのような場合は、あらかじめ必要な報告を非常用予備発電装置の設置の場所を管轄する産業保安監督部電力安全課に行うこと。

なお、電力需給対策に供する目的等で、6ヶ月の期限内で非常用発電装置を設置・使用する場合には、**電気事業法施行規則第65条第1項第1号又は第2号**に基づき、**電気事業法第48条第1項**に基づく届出は不要となるが、**電気関係報告規則第4条**に基づく報告は必要となるので留意すること。